

Title	ブライアン・ティアニー著『宗教、法、そして立憲思想の発展・一五〇年-一六五〇年』
Sub Title	Brian Tierney, "Religion, law, and the growth of constitutional thought 1150-1650"
Author	鷲見, 誠一(Sumi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.8 (1984. 8) ,p.140- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840828-0140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Brian Tierney,

Religion, Law, and the Growth of

Constitutional Thought 1150—1650

Cambridge, Cambridge University Press, 1982, xi+114 pp.

ブライアン・ティアニー 著

『宗教、法、そして立憲思想の発展』

一一五〇年——一六五〇年』

著者のブライアン・ティアニーはケンブリッジ大学でウルマンの弟子であり、現在は米国のコーネル大学の歴史学部の教授である。専門は中世ローマ法史、教会法史であるが、今や欧米における中世研究の第一人者である。本書は、著者の該博な知識を基に、これまでの研究の成果をヨーロッパ立憲思想の展開に焦点を定めて述べたものである。その視野は広大であり、見通している所は深い。読む者をして新たな研究意欲をかき立てるものである。

本書において著者・ティアニーが基本的に意図していることは次の二点のようである。(一)西欧における立憲思想の発展を正確に理解するためには、教会論（殊に中世教会法学者の展開した教会法的理論）と政治理論の両方、教会に関する諸理念と国家に関する諸理念の両方を研究し、かつまた、両方が相互に影響し合った事実を研究しなければならない。(二)一一五〇年から一六五〇年は、西欧立憲思想が連続的に発展したという意味で、断絶なき一つのまとまった時代である。

本書を読むに際し、異和感を抱かぬために、constitution, constitutionalism という用語に注意を払う必要がある。著者は“the constitution of the Church”, “the constitution of Sparta” という表現を用いている。勿論、この言葉は国家の憲法を指す際にも用いられている。結論として、constitution は「基本組織」とでも訳さるべきものであろう。著者にとっては（欧米の人間にとっては）、国家の基本組織と教会の基本組織を同じ言葉で表現することに、不都合はないのであろう。国家も教会も人間が構成する団体であるという意味において同じであり、その基本組織が問題となる時、constitution という言葉が使用されるわけである。次に、この団体のあり方、あるべき形態を問題とする時、「基本組織」を重視して常にここに帰着して問題解決を画ろうとする考え方・精神的姿勢が、constitutionalism である。これを「基本組織主義」と訳すのは、現在の日本語文化ではいささか抵抗のあるところ故、慣例に従って「立憲主義」

とするならば、立憲主義は国家理論においてのみならず、教会理論においても使用されるのである。そして本書で考察される立憲主義は、世俗政治制度としての議会制度をめぐって発展してきた狭義の立憲思想・理論ではなく、むしろそれを背後から支えてきた、法的思想あるいは法的思考を生み出す思想的枠組みを指すのである。著者によれば、その源泉の一部は中世に受容されたローマ法および教会法の中に見られるのである。

著者は本書を、フィッギスの名著「政治思想研究・ジェルソンからグロチウス・一四一四年——一六二五年」(Studies in Political Thought from Gerson to Grocius, 1414—1625)の後に続くものとして秘かに考えているようである。その意図は成功している。「コンスタンツから一六八八年への道は一直線である」とはラスキの名言であるが、著者はコンスタンツ公会議の理論は中世においてどのように形成され、最終的には近代の連邦制理論へとどのように発展していったかを明確にしたいのである。十二世紀から十七世紀にかけて教会統治の理論と世俗統治の理論は相互に影響を与えそして採るべきものを自からの中に組み入れてきた。古代から再生した諸理念——ローマ法、アリストテレス政治哲学、古代キリスト教教父の教説——が中世社会の現実と交錯して、教会と国家のそれぞれにおける立憲的統治という全く新しい教説を創造したのである。ここで、精神史、思想史の研究者が出会う困難な問題がある。すなわち、諸理念を荷い支えている言葉の一群はしばしば何百年も同じ言葉とし

て残存しているが、しかし全く異なる社会的・政治的脈絡の中に適用されそして新しい意味を獲得することになるのである。古代ローマ法から中世教会法へそして近代国家の法理念へと同一言語、同一理念が移転してきたのを、著者は「基本組織」の命題に即して究明するのである。この企図は成功している。

十二世紀以来の立憲思想の発展を研究することは、権力(國家)の中、教会の中を問わずには正当化されなければならず、され得るし、されてきたのであるが、その正当化の方法・手段を研究すること、そしてひとたび正当化された権力はその正当性を維持すべく定められているのであるが、その維持の方法・手段を研究することであろう。西欧文化の中で、右のとき方法・手段を形成するために執ることの可能な選択肢は限られていた。換言すれば、西欧世界の中の諸々の共同体が受容すること可能な制度的構造を決定する理念は限られているということである。立憲思想の発展にとって決定的な影響を与えた西欧中世社会の構造的特徴は、社会が教会と世俗支配組織の双方において団体(Corpus, universitas)によって構成されていたという事実である。この団体をめぐって法理論は構築され、団体支配の正当性が論ぜられたのである。団体支配の権力は、殊に教会統治においては、当時の名称としてはローマ法概念を借用して「裁判権」(iudicatio)と云われた。この裁判権の起原と考えられたものは、団体構成員による同意だったのである。この起原が明確に証明されることによって正当化が与えられるのである。

ところで統治権力の起原を問題にすることは、古典古代の政治哲学者にとつては無縁なことであった。彼らの主たる関心は、支配者がより良き統治を行うためには如何に行動すべきか、国の基本組織は人々をより良き生活へ導くためには如何に機能すべきか、ということであった。アリストテレスによれば統治は共通善を追求している時に正当化され、ヴェルギリウスによればそれが普遍的な平和と秩序を維持している時に正当化されるのである。しかしながら十四世紀初期からロック、ルソーに至るまで、政治理論というものは政治的正当性の基礎を説明するために、統治の起原、公的権威の起原に関する仮説を熱心に展開するものであった。

それならば何故に中世およびそれ以後の人々にとつて、個人を政治的団体に最初に組織化し・結合せしめたことが重要だと思われたのであろうか？ その答えは著者によれば、前述のごとく、中世社会の団体的特質であった。一人の人は自分が生きるということにおいて様々な団体に属していなければならなかった。教会、ギルド等々である。生活形態は数多の団体的側面から成っており、そして同時に教会法と世俗法は団体的構造の中における人々の個々の権利を強調したのである。このことは、人々が自分自から宗教的共同体あるいは商業的共同体の中へ参入するという、構成員の自主的同意が当然視され・重視されたことを意味した。かくして、団体的構造のうえに基礎づけられた統治は、団体の構成員たちの同意によって正当化されたの

である。王は課税に対する臣下の同意を得るために議會を召集した。司教は当該司教区の宗教問題を解決するために教区會議を開かねばならなかった。このような現実の慣習を合理化し、強化し、人々に納得させるために、様々な理論が展開された。例えば、全ての人々に関わる事は全ての人々によって承認されなければならぬ(いわゆる“*Quod omnes tangit…… doctrine*”)、全ての人々を支配する者は全ての人々によって選ばなければならない、ローマ人民は彼ら自身の権威を皇帝に授与することによって皇帝を創設した、権力は神から人民を通して与えられた、という命題が様々なヴァリエーションを伴って論ぜられ、同意を理論化したのである。ここに見られる通り、教会論的・神学的論拠とローマ法的・世俗法的論拠が交互にゆきかかっているのである。

右の理論形成において、神学者のトマス・アクィナス、ジョン・ドゥ・バリ、教会法学者のグラティアヌス、ローマ法学者のアゾ、自然学者のマルシリウス・パドローヴァ、哲学者のウィリアム・オッカムが貢献した。如何ように問題が扱かわれたにせよ、次の命題が確定した。すなわち、共同体(教会全体あるいは市民の団体)は厳密な意味での統治する権利は所有しないものの、統治体系を創設する不可譲の権利そして共同体それ自身を破壊・解体することなく、受容されてきた統治形態を変更する不可譲の権利を所有しているという命題である。これこそ、後代の立憲思想にとって重大な結果をもたらしたものである。

右のごとき同意理論が立憲的統治の理論にとって本質的なものであると同時に、これはまた絶対主義理論にも役立つ可能性を有し、歴史的にもそのように機能した側面を有する。ここから、支配的権力に対する制約に関して様々な理論が展開された。このことは本書の第四章で述べられているが、その表題で意味するところは明らかである。すなわち、「人民主権、連邦制、そして根本法、アゾからアルトジウス」である。

十三世紀において、不可譲の人民主権に関する理論を最も明確に法形式として完成させたのは、一群のローマ法学者ことにアゾであった。彼によれば、ローマ人民は皇帝制を創設する際に、自からの権力を授与しはしたものの、彼らは権力を譲渡するという意味で移転させたのではないのである。従って、皇帝は人民という団体よりは権威を有さず、団体を構成する個々の人間よりは上位にあるのである。アゾのこの見解は十四世紀末の教会大分裂の時に教会論の一原理として新しい形をとって復活する。教会という神秘的団体は、その首である教皇にどのような変転があろうとも自からに固有の変らざる団体的生命を維持することができることとされた。十四世紀には、キリスト教世界の各地の代表たちが参集して形成する公会議はローマ教会を代表するとして最高の権威を有すると主張し始めたのである。王が王国人民よりも権力において優越しないと同じく、教皇もまた個々のキリスト教徒よりは優越しつつも公会議の下位にあることとされたのである。十七世紀の政治思想家たちは議會制を擁護

するために右の如き公会議主義者の理論を引用したのである。前述のラスキの名言は、誤解を恐れず端的に云うとすれば、このことを指しているといえよう。

人民主権論について、公会議理論が生み出し、後代で採り上げられて歴史的機能を果たしたものに、著者云うところの多元主義 (Polytany) がある。著者はこの多元主義を近代初期の連邦制理論の中の本質的要素とみなす。連邦制においては、同一地域の中で中央政府と地方政府がそれぞれの水準において存立し、同一の権威から自己の裁治権を引き出しているのであって、地方政府は自己の存立基盤を中央政府の権威に依拠するのではない。著者の見解によれば、この法的形式は中世教会論・教会法において確立し、十四・十五世紀の公会議運動 (ことにニコラウス・クザーヌス) に引きつがれ、最終的にはアルトジウスによって完成されるのである。十三世紀の半ば、教会の正しい秩序づけをめぐる教皇主義者 (Papalists) と司教権主義者 (Episcopalists) の間で論争が行なわれた。中世初期から盛期にかけて徐々にローマ教皇権は教会内において中央集権化され、これに反比例して各地の司教の権利と権力は削減されていった。教皇は自己の権力と主権的権威を用いてフランシスコ会とドミニコ会の設立を許可し、そして会士が直接に民衆に説教したり、牧会活動をするのを承認したのである。これは、既存の司教の権限を侵犯するものであった。論争の末に、司教権主義者たちは教皇の主権を認めるにいたったが、しかし同時に彼らは自分たちに固有

な統治権の源泉が教皇にあることを拒否した。彼らの主張によれば、教皇の首長たること（主権を所有すること）は神的に確立された教会の根本法によって規定されているが、この根本法は司教にもその司教区内での自立的権威を与えているのである。この主張は、聖書によっても論証された。かくして、教皇は教会の「基本組織」がキリストによって確立されたものである故に変更することはできないとされたのである。教皇は初めは自己の身分的地位 (status) を維持する存在とみなされていたが、次には独立した統治機構を維持する義務を有する存在とみなされるようになった。教皇という言葉を支配者という言葉と交換すれば、右の事柄は世俗国家の段階的發展と相応することは明らかである。

人民が根本において有する権利は、支配権力というよりも憲法制定権力である。それは、統治する権力ではなくむしろ政府の崩壊の場合に政府を再建することの可能な潜在的な能力なのである。この理念は、ロックによって古典的に定式化されたものであるが、ロックはジョージ・ロウソンから多くの影響を受けたとされる。そして著者・ティアニーによれば、ロウソンは百年を越える歴史をもつ教会論と政治理論の伝統に大きく依拠しているのである。第五章では、十七世紀の内乱に触発されて生じた、議会の構造、議会と王の関係等々を説明する理論が考察される。それは十三世紀以来、論ぜられた統治に関する二つの理論であり、一つは中世独特の団体支配理論であり、他は混合

統治という再生した古代の理論である。

以上にみてきた如く、著者が本書で意図した二つの点の中、前述の第一の意図は成功しているように思える。著者のごとき、中世ローマ法史、教会法史、中世政治理論、中世教会論に通じている者のみが達成可能なテーマである。しかし第二点には、いささかの留保を伴って賛意を表したい。つまり、立憲思想に関する限り中世と近代に連続性こそあれ断絶はないというのが著者の主張である。法形式においてはそれが妥当することは著者の論証の通りである。問題は、その中世の法形式が近代の法団体に適用されていたとはいえないもの、中世の法団体と近代の法団体は実態が異なっていたのではなからうか。換言すれば、同一の法形式が適用されたからといって、中世と近代の法団体は同一の実態を有するといえるのか？ 評者の乏しい知識に基づく疑問は、中世の法理論・法理念の全てが近代に適用されたのではなく、近代の法団体にも適用可能なもののみが適用されたのであり、そして適用のされ方が異なる故に、同一の法理念・法形式は全く別の新しい意味を有するようになったのではなからうか、ということである。この疑問を解く者は著者の如き豊富な知識の持主のみであらう。

本書は、中世政治思想研究を専門とする者のみならず、近代政治思想の研究者にも是非とも読んでもらいたい。殊に、近代文化が自己内創造的であり自己完結的であると盲信している者にとっては必読である。